

久山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

久山町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 3
- 5 関連する取組・今後のフォローアップについて・・・・ 5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月の給特法改正により、教育委員会が教育職員の時間外在校等時間の管理と健康確保措置の実施に関する計画を策定することが義務付けられた。本計画は、久山町における教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を図ることで、子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、教職員一人ひとりが働きがいをもち、安心して勤務できる職場環境づくりを進めることを目的とする。

(2) 久山町の現状

本町では「久山町教育振興基本計画」において、「働き方改革」に関する内容を示し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進している。

令和7年度（4月～2月）の久山町における教職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりであった。

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 22.8 時間	19.1%	0.7%
中学校	月 21.8 時間	18.5%	2.5%

国は、目標として以下の水準を定めている。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
→ 100%とすることを目指す
- ・ 1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
→ 平均で30時間程度となることを目指す

小学校では月45時間を上回る職員が2割程度いるものの、月平均はすでに国が目指す基準を満たしている。月80時間を上回る職員もほとんどいない。

中学校も同様である。しかし、月80時間を上回る職員が小学校より多くなっている。

今後、放課後の時間の確保や部活動の地域展開の計画的推進等により、教職員の業務に対する時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を小学校・中学校ともに30時間程度にする。

◇各校ごとの目標（1箇月の時間外在校等時間の平均時間）

	久原小学校	山田小学校	久山中学校
令和7年度値(4月~2月)	19.7 時間	25.9 時間	21.8 時間
目 標	30 時間	30 時間	30 時間

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以上の割合を 小学校・中学校ともに0%を目指す。

◇各校ごとの目標（月45時間以上の割合）

	久原小学校	山田小学校	久山中学校
令和7年度値(4月~2月)	13.9%	24.3%	18.5%
目 標	0 %	0 %	0 %

(2) ワーク・ライフ・バランスや働き甲斐等に関する目標【カッコ内は令和7年の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14.5日】

◇各校ごとの目標（有給取得日数の平均）

	久原小学校	山田小学校	久山中学校
令和7年1月~令和7年12月	16日	15日	12.6日
目 標	15日	15日	15日

- ・ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」（普通以上）を60%以上にする。【57.2%】

- ・ストレスチェックにおける「働き甲斐」（普通以上）を60%以上にする。【58.9%】

※目標値は毎年度設定する。

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする。ただし、社会状況等、必要に応じて見直す。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 従前から児童生徒の登下校時の見守り活動は、地域ボランティアや家庭等に担っていただいている。今後も、地域ボランティアや家庭等の協力を得ながら、見守り活動を継続・強化していく。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 地域学校協働本部の委員を中心に、地域学校協働活動の関係者と学校との連絡調整を行うようにする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・ 糟屋地区市町教育委員会連絡協議会の事業である「教育専門相談事業」の積極的な活用を促し、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対応していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 地教委を通して依頼される調査・統計への回答については、教育委員会で精査し、学校への依頼は必要最小限にしていく。
- ・ 校務システムの機能やタブレット端末の機能等を活用することによって、国・県・町等から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成（「3分類」⑦関係）

- ・ 学校のホームページの更新等は、町に1名配置しているICT支援員の積極的活用を促す。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 久山町の部活動地域展開について、町のホームページや広報等で周知し、地域指導者の確保に努め、休日の活動を地域指導者による指導に移行していく。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・ 自動採点等のデジタル技術の活用や校務システムの機能を活用した成績処理等、さらなる環境整備を推進していく。

○支援が必要な児童生徒・家庭（「3分類」⑩関係）

- ・ 学校支援スタッフの雇用を令和7年度の水準を維持し、さらに必要な配置を検討する。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士への相談体制を整え、児童生徒・家庭への支援を充実させる。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、週時制の見直し、放課後の授業準備や事務作業時間の勤務時間内での設定、年休推奨日の設定等、日課表の工夫を行う。
- ・ 会議については、回数や時間の見直し、事前の資料配付や会議日の固定等、最適化を図り実施する。
- ・ 生成 AI の学校業務への活用を積極的に行っていく。
- ・ 校内研修においてメンタリングや OJT を活用する等、即効性があり、かつ、自身のライフスタイルに合った日時での研修を行う。
- ・ 18時以降は、留守番電話を設定する。
- ・ デジタル技術の活用により、会議資料の配付やアンケート調査等の校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%以上にする。（令和6年度達成状況44%）

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、それが2か月連続した教職員には、医師、カウンセラーによる面談を実施する。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

5 関連する取組・今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び校長会において適宜、報告する。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、久山町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、各学校の年休取得率の集計やストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 外部の好事例やICT等の活用を継続的に取り入れ、学校現場の負担軽減を継続的に推進する。
- ・ 社会状況や給特法改正の動向を踏まえ、計画内容を適宜見直す。